

広島県告示第千七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十一月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町大字大朝字下松崎四七〇三番二地先から 山県郡北広島町大字大朝字下藤谷四七七番二地先まで	一・〇〇〇 六・四〇〇 二	一三・五〇〇 三・九〇	五〇九・五〇	五〇九・五〇	拡幅